

令和7年第3回君津市議会定例会

議案参考資料

令和7年9月2日

君 津 市

令和7年第3回君津市議会定例会議案参考資料目録

議案番号	資料名	頁
議案第4号	君津市議会議員及び君津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表	1
議案第5号	君津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例新旧対照表	3
議案第6号	一般職の職員の特殊勤務手当支給条例新旧対照表	5
議案第7号	君津市手数料徴収条例新旧対照表	7
議案第8号	君津市市民スポーツ広場の設置及び管理に関する条例新旧対照表	8
議案第9号	君津市民文化ホールの設置及び管理に関する条例新旧対照表	12
議案第10号	君津市企業立地促進条例新旧対照表	16
議案第11号	君津市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例新旧対照表	18
議案第13号	譲渡する相手方の概要・旧大和田小学校平面図	22
議案第14号	契約の相手方の概要（旧清和公民館解体工事請負契約）	24

君津市議会議員及び君津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第8条 君津市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)</p> <p>第11条 君津市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316, 250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第8条 君津市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)</p> <p>第11条 君津市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316, 250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会</p>

が確認したものに限り。) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

が確認したものに限り。) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

君津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表第1（第4条第1項）			別表第1（第4条第1項）		
機関	事務		機関	事務	
1～4 省略			1～4 省略		
5 市長	住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの				
別表第2（第4条第1項、第2項）			別表第2（第4条第1項、第2項）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1～5 省略			1～5 省略		
6 市長	住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	利用特定個人情報であって規則で定めるもの 君津市重度心身障害者の医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの 君津市精神障害者医療費給付条例による医療費の給付に関する情報であって規則で定めるもの 君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例による医療費等の助成に関する情報であって規則で定めるもの 子ども医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの			
7 市長	特定個人番号利用事務又は別表	住登外者の情報の管理に関する情報であって規則で定めるもの			

第1の右欄に掲
げる事務（住登
外者の情報の管
理に関する事務
あって規則で定
めるものを除
く。）

一般職の職員の特殊勤務手当支給条例新旧対照表

改正案				現 行			
<p>(危険な業務に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第6条 危険な業務に従事する職員の特殊勤務手当は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 緊急消防援助隊等手当</u></p> <p>2～3 省略</p> <p>4 出動手当は、消防本部又は消防署に勤務する職員（救助隊員を除く。）が救急、火災又は災害等により出動したとき <u>（次項に規定する業務に従事したときを除く。）</u> に支給する。</p> <p>5 <u>緊急消防援助隊等手当は、消防本部又は消防署に勤務する職員が消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として行う業務又はこれに類すると市長が認める業務に従事したときに支給する。</u></p>				<p>(危険な業務に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第6条 危険な業務に従事する職員の特殊勤務手当は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 出動手当は、消防本部又は消防署に勤務する職員（救助隊員を除く。）が救急、火災又は災害等により出動したとき _____ に支給する。</p>			
別表（第8条）				別表（第8条）			
区分	種類	単位	支給額	区分	種類	単位	支給額
1～3 省略				1～3 省略			
4 危険な業務に従事する職員の特殊勤務手当	(1)～(3) 省略			4 危険な業務に従事する職員の特殊勤務手当	(1)～(3) 省略		
	<u>(4) 緊急消防援助隊等手当</u>	日額	840円(大規模な災害として市長が認める災害に係る業務に従事したときにおいては1,080円、大規模な災害として市長が認める災害かつ市長が著				

		しく危険であると認め る区域で行われた業務 に従事したときにあっ ては2,160円)
5 省略		

5 省略	

君津市手数料徴収条例新旧対照表

改正案		現 行	
別表第2（第2条）		別表第2（第2条）	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
1～40 省略		1～40 省略	
41 土地及び家屋の評価額についての証明	1通につき300円	41 土地_____の評価額についての証明	1件につき300円
42 償却資産の評価額についての証明	1通につき300円	42 家屋の評価額についての証明	1件につき300円
43～55 省略		43～55 省略	
備考		備考	
1 土地及び家屋の評価額についての証明は、 <u>1枚当たり最大5物件を表示するものとし、1枚を増すごとに30円を加算した額とする。</u>		1 土地及び家屋の評価額についての証明は、 <u>それぞれ1枚をもって1件とし、以後1枚を増すごとに30円を加算した額_____とする。</u>	
2～3 省略		2～3 省略	

君津市市民スポーツ広場の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(管理)</p> <p>第3条 君津市小糸スポーツ広場_____及びプール(以下「指定施設」という。)を除くスポーツ広場は、市長が管理する。</p> <p>2 省略</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>君津市小糸スポーツ広場の野球場及びプールの使用料の徴収等に関する業務</u></p> <p>(3) ～(5) 省略</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第9条 <u>スポーツ広場を使用しようとする者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 君津市小糸スポーツ広場の自由広場並びに君津市小櫃スポーツ広場及び君津市松丘スポーツ広場のゲートボール場の使用料は、無料とする。</u></p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、<u>天候</u>、災害その他使用者の責めに帰さない理由により使用できないときは、この限りでない。</p>	<p>(管理)</p> <p>第3条 君津市小糸スポーツ広場(次条第2号及び第9条第2項において「小糸スポーツ広場」という。)及びプール(以下「指定施設」という。)を除くスポーツ広場は、市長が管理する。</p> <p>2 省略</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>小糸スポーツ広場_____の野球場及びプールの使用料の徴収等に関する業務</u></p> <p>(3) ～(5) 省略</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第9条 <u>プールを使用しようとする者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 小糸スポーツ広場の野球場を使用しようとする者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項に規定するもののほか、スポーツ広場の使用料は、無料とする。</u></p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし_____、災害その他使用者の責めに帰さない理由により使用できないときは、この限りでない。</p>

君津市小櫃スポーツ広場	野球場	小学生チーム	300円
		中学生チーム	
		高校生チーム	
		一般チーム	600円
君津市松丘スポーツ広場	野球場	小学生チーム	300円
		中学生チーム	
		高校生チーム	
		一般チーム	600円
	多目的広場	小学生チーム	300円
		中学生チーム	
		高校生チーム	
		一般チーム	600円

備考

- 1 市外居住者の使用料は、当該区分の額の倍額とする。
- 2 使用時間については、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- 3 使用時間を超えた場合の使用料は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき当該区分の1時間相当額とする。

2 個人使用

	区分	使用料
プール	大人（高校生以上）	1回につき 210円
	小人（小・中学生）	1回につき 100円
	義務教育就学前の者	無料
	更衣ロッカー	1回につき 50円

備考 更衣ロッカーを除き、市外居住者の使用料は、当該区分の額の倍額とする。

別表第2（第9条第2項）

区分		使用料（1時間につき）
入場料その他これに類する金銭を徴収しない場合	小学生チーム	510円
	中学生チーム	
	高校生チーム	
	一般チーム	1,030円
入場料その他これに類する金銭を徴収する場合	小学生チーム	1,540円
	中学生チーム	
	高校生チーム	
	一般チーム	3,090円
	職業チーム	9,290円
上記以外の場合		4,640円

備考

- 1 市外居住者の使用料は、当該区分の額の倍額とする。
- 2 使用時間については、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- 3 使用時間を超えた場合の使用料は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき当該区分の1時間相当額とする。

君津市民文化ホールの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案							現 行						
別表第1（第10条第2項） ホール利用料金							別表第1（第10条第2項） ホール利用料金						
区分			利用料金				区分			利用料金			
			基本利用料 金	割増利用料金						基本利用料 金	割増利用料金		
入場料徴収の場合				入場料徴収の場合									
施設	使用 日	時間	1,000 円未満	1,000 円以上	3,000 円以上	施設	使用 日	時間	1,000 円未満	1,000 円以上	3,000 円以上		
大ホ ール	平日	9:00～	30,800	15,400	30,800	46,200	大ホ ール	平日	9:00～	12,100	6,050	12,100	18,150
		12:00	円	円	円	円			12:00	円	円	円	円
		13:00～	56,100	28,050	56,100	84,150			13:00～	22,000	11,000	22,000	33,000
		17:00	円	円	円	円			17:00	円	円	円	円
		18:00～	73,700	36,850	73,700	110,550			18:00～	28,600	14,300	28,600	42,900
		21:30	円	円	円	円			21:30	円	円	円	円
		9:00～	144,100	72,050	144,100	216,150			9:00～	56,100	28,050	56,100	84,150
	21:30	円	円	円	円	21:30	円	円	円	円			
	土曜日・ 日曜日	9:00～	36,960	18,480	36,960	55,440	土曜日・ 日曜日 休日	土曜日・ 日曜日 休日	9:00～	14,300	7,150	14,300	21,450
	12:00	円	円	円	円	12:00			円	円	円	円	
	休日	13:00～	67,320	33,660	67,320	100,980			13:00～	26,400	13,200	26,400	39,600
		17:00	円	円	円	円			17:00	円	円	円	円
		18:00～	88,440	44,220	88,440	132,660			18:00～	34,100	17,050	34,100	51,150
		21:30	円	円	円	円			21:30	円	円	円	円
9:00～	172,920	86,460	172,920	259,380	9:00～	67,100			33,550	67,100	100,650		

		21:30	円	円	円	円
中ホ ール	平日	9:00~	16,500	8,250	16,500	24,750
		12:00	円	円	円	円
		13:00~	30,800	15,400	30,800	46,200
		17:00	円	円	円	円
		18:00~	40,700	20,350	40,700	61,050
		21:30	円	円	円	円
		9:00~	79,200	39,600	79,200	118,800
	21:30	円	円	円	円	
	土曜日・ 日曜日・ 休日	9:00~	19,800	9,900	19,800	29,700
		12:00	円	円	円	円
		13:00~	36,960	18,480	36,960	55,440
		17:00	円	円	円	円
		18:00~	48,840	24,420	48,840	73,260
		21:30	円	円	円	円
9:00~		95,040	47,520	95,040	142,560	
21:30	円	円	円	円		

備考

1～3 省略

4 本市の住民でない者又は本市内に本社、支社、営業所等がない団体等の割増利用料金については、使用区分、時間に応じて基本利用料金の10割とする。

5 省略

		21:30	円	円	円	円
中ホ ール	平日	9:00~	7,700	3,850	7,700	11,550
		12:00	円	円	円	円
		13:00~	14,300	7,150	14,300	21,450
		17:00	円	円	円	円
		18:00~	18,700	9,350	18,700	28,050
		21:30	円	円	円	円
		9:00~	36,300	18,150	36,300	54,450
	21:30	円	円	円	円	
	土曜日・ 日曜日・ 休日	9:00~	8,800	4,400	8,800	13,200
		12:00	円	円	円	円
		13:00~	17,600	8,800	17,600	26,400
		17:00	円	円	円	円
		18:00~	22,000	11,000	22,000	33,000
		21:30	円	円	円	円
9:00~		44,000	22,000	44,000	66,000	
21:30	円	円	円	円		

備考

1～3 省略

4 本市の住民でない者又は本市内に本社、支社、営業所等がない団体等の割増利用料金については、使用区分、時間に応じて基本利用料金の5割とする。

5 省略

6 冷房又は暖房の割増利用料金は、基本利用料金の4割とする。

6 省略

7 省略

別表第2（第10条第2項）

リハーサル室・会議室等利用料金

区分		利用料金
施設	時間	基本利用料金
リハーサル室	9:00～12:00	4,070円
	13:00～17:00	4,950円
	18:00～21:30	6,050円
	9:00～21:30	13,530円
練習室	9:00～12:00	1,210円
	13:00～17:00	1,430円
	18:00～21:30	1,650円
	9:00～21:30	3,850円
会議室	9:00～12:00	1,430円
	13:00～17:00	1,650円
	18:00～21:30	1,980円
	9:00～21:30	4,510円
和室	省略	
	18:00～21:30	880円
	9:00～21:30	1,870円
ギャラリー	9:00～21:30	8,250円

1 省略

2 本市の住民でない者又は本市内に本社、支社、営業所等がない団体等の割増利用料金については、使用区分、時間に応じて基本利用料金の10割とする。

7 省略

8 省略

別表第2（第10条第2項）

リハーサル室・会議室等利用料金

区分		利用料金
施設	時間	基本利用料金
リハーサル室	9:00～12:00	1,650円
	13:00～17:00	1,980円
	18:00～21:30	2,420円
	9:00～21:30	5,500円
練習室	9:00～12:00	660円
	13:00～17:00	770円
	18:00～21:30	880円
	9:00～21:30	2,090円
会議室	9:00～12:00	1,100円
	13:00～17:00	1,320円
	18:00～21:30	1,540円
	9:00～21:30	3,520円
和室	省略	
	18:00～21:30	770円
	9:00～21:30	1,760円
ギャラリー	9:00～21:30	2,750円

1 省略

2 本市の住民でない者又は本市内に本社、支社、営業所等がない団体等の割増利用料金については、使用区分、時間に応じて基本利用料金の5割とする。

3 ~ 5 省略

3 ~ 5 省略

君津市企業立地促進条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(指定企業)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、立地奨励金に限り、事業所を新設する企業とは別の関係企業（規則で定める要件を満たす企業をいう。以下同じ。）が当該事業所を操業する場合についても、奨励措置の対象とし、当該関係企業を前項の指定企業に含むものとする。この場合において、事業所を新設する企業は、市内に事業所を有するか否かを問わないものとする。</u></p> <p>(立地奨励金)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 <u>立地奨励金の額は、新設し、又は増設した事業所の固定資産税及び都市計画税の収納額に相当する額に4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とし、1年度当たり2億円を限度とする。ただし、第2条第3号アに規定する事業所を設置する企業（関係企業であって、市内に事業所を有しないものを含む。）にあつては、当該事業所の固定資産税及び都市計画税並びに法人市民税の収納額に相当する額に4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とし、1年度当たり2億円を限度とする。</u></p> <p>3 <u>立地奨励金の交付対象期間は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>固定資産税及び都市計画税に係る立地奨励金は、新設し、又は増設した事業所が操業を開始した日（以下「操業開始日」という。）の翌年の4月1日から起算して3年間とする。</u></p>	<p>(指定企業)</p> <p>第4条 省略</p> <p>(立地奨励金)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 立地奨励金の額は、新設し、又は増設した事業所の固定資産税及び都市計画税の収納額に相当する額_____を限度とする。ただし、第2条第3号アに規定する事業所を設置する企業_____にあつては、当該事業所の固定資産税及び都市計画税の収納額に相当する額に法人市民税の収納額に相当する額を加えた額_____を限度とする。</p> <p>3 立地奨励金の交付対象期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 固定資産税及び都市計画税に係る立地奨励金は、新設し、又は増設した事業所が操業を開始した日（以下「操業開始日」という。）の翌年の4月1日から起算して5年間とする。</p>

(2) 法人市民税に係る立地奨励金は、操業開始日から起算して3年の間に到来する最後の事業年度終了の日までとする。

4 省略

(累積投資型立地奨励金)

第6条 省略

2 累積投資型立地奨励金の額は、新設し、又は増設した事業所の固定資産税及び都市計画税の収納額に相当する額に4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とし、1年度当たり2億円を限度とする。ただし、第2条第3号アに規定する事業所を設置する企業にあっては、当該事業所の固定資産税及び都市計画税並びに法人市民税の収納額に相当する額に4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とし、1年度当たり2億円を限度とする。

3～4 省略

(大規模設備投資奨励金)

第7条 省略

2 大規模設備投資奨励金の額は、新たに取得した投下固定資産の固定資産税及び都市計画税の収納額に相当する額に4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とし、1年度当たり2億円を限度とする。

3～4 省略

(2) 法人市民税に係る立地奨励金は、操業開始日から起算して5年の間に到来する最後の事業年度終了の日までとする。

4 省略

(累積投資型立地奨励金)

第6条 省略

2 累積投資型立地奨励金の額は、新設し、又は増設した事業所の固定資産税及び都市計画税の収納額に相当する額_____を限度とする。ただし、第2条第3号アに規定する事業所を設置する企業にあっては、当該事業所の固定資産税及び都市計画税の収納額に相当する額に法人市民税の収納額に相当する額を加えた額_____を限度とする。

3～4 省略

(大規模設備投資奨励金)

第7条 省略

2 大規模設備投資奨励金の額は、新たに取得した投下固定資産の固定資産税及び都市計画税の収納額に相当する額_____を限度とする。ただし、一の指定企業につき1年度当たりの当該額が2億円を超える場合には、2億円を限度とする。

3～4 省略

君津市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(車線等)</p> <p>第3条 車道(副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道(<u>自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第32条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 副道(<u>自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>(自転車通行帯)</p> <p><u>第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)</u>には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に<u>自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)</u>には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合におい</p>	<p>(車線等)</p> <p>第3条 車道(副道、停車帯_____その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道_____の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第32条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 副道_____の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p>

ては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第8条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 省略

(自転車歩行者道)

第9条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路

(自転車道)

第8条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種_____又は第4種の道路_____

_____には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路_____

_____ (前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 省略

(自転車歩行者道)

第9条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道_____を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路

の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 省略

(歩道)

第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 省略

(待避所)

第30条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)～(2) 省略

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

第39条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第7条、第7条の2第3項、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第15条から第22条まで、第23条第3項並びに第25条の規定による基準に適合していないためこれらの規定

の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 省略

(歩道)

第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道_____を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 省略

(待避所)

第30条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)～(2) 省略

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道_____の幅員は、5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

第39条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第7条_____、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第15条から第22条まで、第23条第3項並びに第25条の規定による基準に適合していないためこれらの規定

による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第6条第2項、第7条、第7条の2第3項、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第19条第1項、第21条第2項、第23条第3項、次条第1項及び第2項並びに第41条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

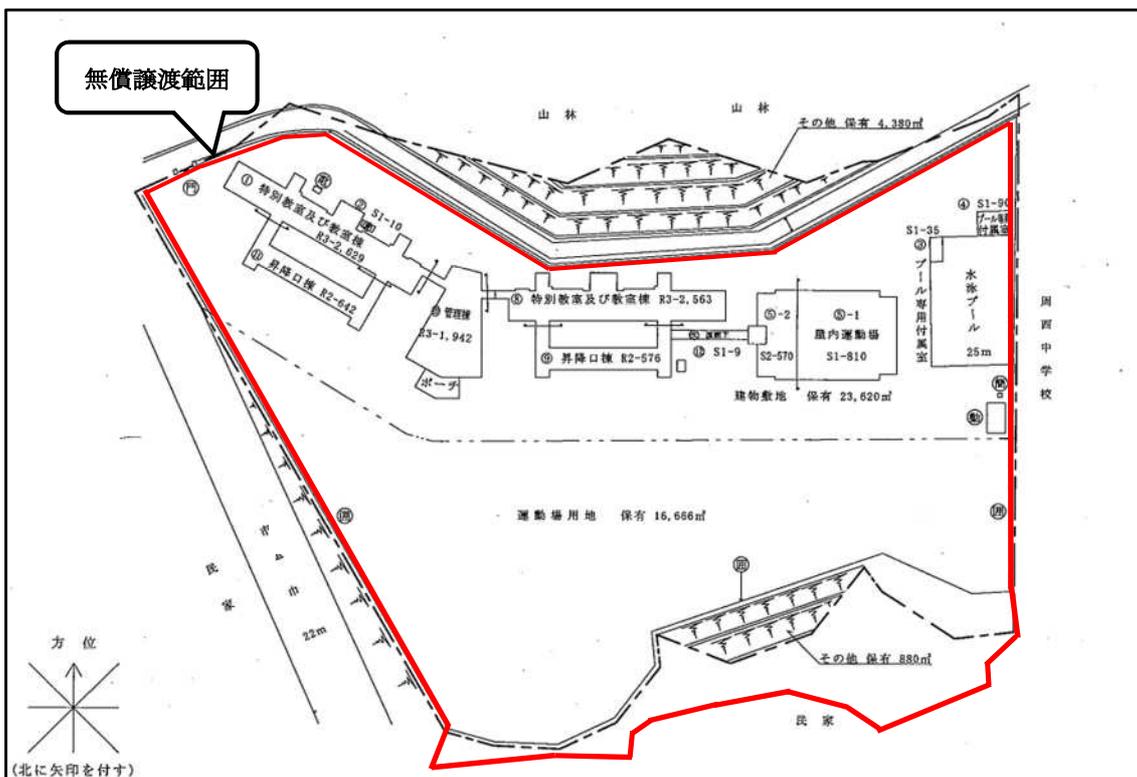
による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第6条第2項、第7条_____、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第19条第1項、第21条第2項、第23条第3項、次条第1項及び第2項並びに第41条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

無償譲渡の相手方の概要

- 1 名称 学校法人タイケン学園
- 2 代表者 理事長 柴岡 三千夫
- 3 所在地 東京都板橋区成増一丁目12番19号
- 4 設立日 平成9年10月30日
- 5 目的等 教育基本法及び学校教育法に従い私立大学、私立高等学校及び私立専修学校を設置し、学校教育を行い、有益な人材を育成することを目的とする。
 - (1) 日本ウェルネススポーツ大学 スポーツプロモーション学部 スポーツプロモーション学科（通信教育課程）（通学課程）
 - (2) 日本ウェルネススポーツ専門学校 社会体育専門課程 スポーツビジネス専門課程 教育・社会福祉専門課程
 - (3) 日本ペットアンドアニマル専門学校 動物管理専門課程
 - (4) 日本ウェルネススポーツ専門学校広島校 文化・教養専門課程
 - (5) 日本ウェルネス歯科衛生専門学校 歯科衛生専門課程
 - (6) 日本ウェルネススポーツ専門学校北九州校 社会体育専門課程
 - (7) 日本グローバル専門学校 商業ビジネス専門課程
 - (8) 日本ウェルネス長野高等学校 普通科
 - (9) 日本グローバルビジネス専門学校 商業ビジネス専門課程
 - (10) 日本ウェルネス宮城高等学校 普通科
 - (11) 日本ウェルネス高等学校 普通科
- 6 資産の総額 104億5,615万2,728円
- 7 従業員等 500人

旧大和田小学校
平面図



契約の相手方の概要（旧清和公民館解体工事請負契約）

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 名 称 | 株式会社伊藤土建 |
| 2 | 代 表 者 | 代表取締役 伊藤 健一 |
| 3 | 所 在 地 | 君津市北子安二丁目 2 3 番 8 号 |
| 4 | 設 立 日 | 昭和 4 6 年 4 月 2 2 日 |
| 5 | 目 的 等 | (1) 土木工事業
(2) 建築工事業
(3) ほ装工事業
(4) 水道施設工事業
(5) 管工事業
(6) 造園工事業
(7) 解体工事業
(8) 古物商
(9) 産業廃棄物の収集、運搬、処理業
(10) 前各号に附帯する業務 |
| 6 | 資本金の額 | 2、000万円 |
| 7 | 従業員等 | 15人 |